

## 要項第3号

### 社会福祉法人小美玉市社会福祉協議会サロンド事業実施要項

#### （目的）

第1条 この事業は、社会福祉法人小美玉市社会福祉協議会（以下、「本会」という。）ふれあい・いきいきサロン事業の一環としてサロンド事業（以下、「事業」という。）を実施することで、90歳以上の高齢者が要介護状態になることの予防や仲間づくり及び生きがいを持って生活していただくことを目的とする。

#### （名称）

第2条 事業の名称は、次のとおりとする。

- （1）サロン・ド・みのり（美野里地区）
- （2）サロン・ド・おがわたまり（小川玉里地区）

#### （対象）

第3条 事業の対象は、小美玉市内に居住する外出の可能な90歳以上の高齢者とする。（満90歳の誕生日より参加可能とする）

#### （会員の申し込み）

第4条 サロンド事業の会員（以下、「会員」という。）の申し込みは、サロンド会員申込書（様式1）に必要事項を記入の上、本会会長に申し込まなければならない。ただし、本人が申し込みできない場合には、本人に代わり親族、または介護者が行うことができる。

#### （実施内容）

第5条 実施内容は、次のとおりとする。

- （1）アトラクションの披露
- （2）手づくりの食事の提供
- （3）その他、第1条の趣旨に合致するもの

#### （実施場所）

第6条 事業の実施場所は、次のとおりとする。

- （1）サロン・ド・みのり（四季健康館）
- （2）サロン・ド・おがわたまり（玉里保健福祉センター）

#### （実施日及び時間）

第7条 事業の開催は、原則、毎月最終月曜日の午前11時から午後1時までとする。た

だし、会場の都合で変更する場合もある。

（参加費）

第8条 参加費は、1回あたり300円とする。

（送迎及び付添い）

第9条 家族による送迎を原則とし、付き添いを行うものとする。ただし、特別の事由がある場合には、別途調整のうえボランティアもしくは本会職員が行うことができる。

（協力者）

第10条 事業の実施にあたり、小美玉市食生活改善推進員連絡協議会、その他ボランティア団体等の連携を図りながら事業の運営にあたるものとする。

（委任）

第11条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要項は、平成19年5月25日から施行する。

この要項は、平成23年1月11日から施行する。